

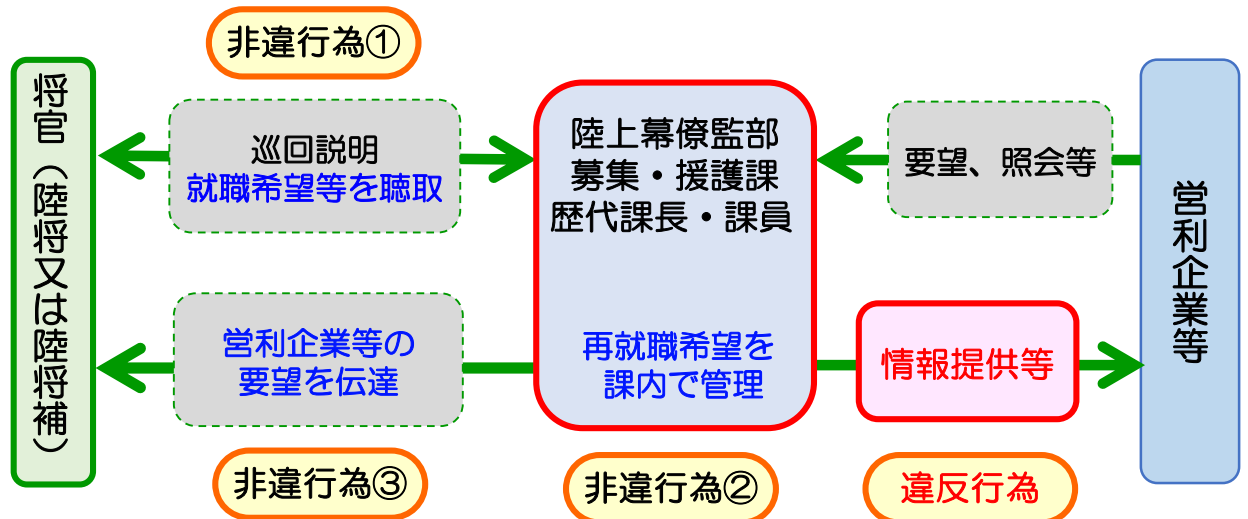
自衛隊員の再就職等規制

事例：陸上幕僚監部歴代募集・援護課隊員による違反行為等

【概要】

陸上幕僚監部募集・援護課の歴代課長及び課員は、再就職のあっせん行為が禁止された平成21年以降、令和元年5月までの間、将官級が希望する職種・地域などをリスト化し、営利企業等に対する情報提供等を一定の組織性をもって行っていました。違反者及び関係者は、停職10日～30日、戒告等の処分となりました。

陸上自衛隊における将官の再就職援護システム



注:非違行為①～③は、違反行為に該当しないものの、違反行為である営利企業等への情報提供等を含む「将官の再就職援護システム」に不可欠な要素であり、営利企業等への情報提供等を助長するものとして、非違行為と認定され処分の対象になりました。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
将官に関する退官予想時期等の営利企業への情報提供等	自衛隊法第65条の2第1項 (あっせん規制違反)